

大田区訪問介護事業者連絡会と区の懇談会 議事録

日時：平成 24 年 6 月 26 日（水）15：00～17：10

場所：大田区役所 2 階 203 号室

出席者：（大田区）介護基盤担当 曾根課長

介護保険課介護給付・指導 大津係長、綱島様

高齢福祉課高齢施策担当 臼井様

事務局 介護保険課管理担当 大倉様、阿部様、金野様

（連絡会）田尻・大野・吉田・棧敷・小泉・瀬尾・奥田・大井（記）

欠席者：徳永・峯・水沢・相楽・経塚

式第

- 1、介護基盤担当課長挨拶
- 2、大田区訪問介護連絡会会長挨拶
- 3、出席者自己紹介
- 4、介護保険課給付・指導担当からの報告について

平成 23 年度 実地 48 件 指定 59 件 予防 44 件

上記、実地指導致しました。ご協力有難う御座いました。

- ・説明会等で何度も同じ事を繰り返しご連絡をしていますが、まだ同じ事をやっている事業者がいるので、きちんと基準に則って行って下さい。また、東京都と大田区が指摘する事項は同じですので、質問事項に対して大田区が駄目だから、東京都に聞こうとしたところで、結論も同じですのでご理解下さい。
- ・実地指導を行った事例
 - アセスメントを 1 回も行った事が無い事業者がいた
 - ケアマネジャーからもらった居宅サービス計画書に利用者の印が無い物があった
- ・大田区ケア倶楽部を活用して下さい。
ケア倶楽部の利用状況 649 事業者中 250 事業者 38.5%
重要事項や必要事項が掲載されているので、月に 1 度は見て下さい。

5、議題（事業者からの質問等について懇談）

(1) 訪問介護事業の法令遵守に向けた協働について

訪問介護事業所においては介護保険法および関係省令を遵守した事業運営が求められており、各事業者でそれにむけた取り組みを行っているところです。

しかし、法令の解釈や実際の運用方法について「これでいいのだろうか」といった疑問も多く、不安を抱えながらの事業運営となっているのが現状です。

そこで、保険者である大田区と共同で法令遵守にむけた以下のような取り組みを行ってまいりたく、ご提案いたします。

<具体的取り組み（案）>

- i 訪問介護事業者連絡会で疑問点を集約し、大田区にて回答を頂く。

A、回答はQ&Aとしてケア倶楽部に掲載を検討

※大田区としてもQ&Aケース事例を積み上げたいが、同じ質問事項は無くしたいので、事業所間で回答が出るケースは出して頂く。もし区でないと判断出来ないと思った時は各事業者毎ではなく訪問介護連絡会から質問事項として頂きたい。

会員 → 訪問介護連絡会 → 大田区

上記の様な体制を取って頂きたい。

- ii 上記1について、年1回研修会を実施する。

A、サービスの質の向上の為の研修であれば、まずは各事業所でどの様な研修を行っているのか？どの様な研修体制なのか？を連絡会で調べてみては？

- iii 訪問介護計画書などの「大田区共通様式」を共同で作成。

A、東京都福祉保健財団から発行されている「訪問介護計画書のつくり方 サービス提供責任者のしごと」を統一書式として、東京都が推している。

(2) 地域包括ケアシステムに向けた大田区の取り組みについて

平成24年4月の介護保険報酬改定では、「地域包括ケアシステム」の基盤整備が最大のテーマとなっており、今後、保険者の果たす役割はますます大きくなることと思います。つきましては、地域包括ケアシステムについて大田区のお考えを伺いたくお願いいたします。また、「住んでよかった大田区」作りを共に行っていきたいと連携を図っていきたいと考えております。

<具体的質問事項>

- (1) 大田区家族介護者支援ホームヘルプサービスについて、平成21年に創設されてからこれまでの予算および利用実績をお教えてください。また、利用方法やサービス内容、料金等について意見交換できればと思います。また、本事業と地域包括ケアシステムにおける「生活支援サービス」の関係性についてもお教えてください。

A、平成 21 年度（10 月～）実績 104 名 972 時間 270 万円
平成 22 年度 実績 180 名 2046 時間 589 万円
平成 23 年度 おおよその実績 200 名超 2100～2120 時間 600～670 万円
平成 24 年度 予算 989 万円

事業者への依頼事項としては、①協定締結できていない事業所がまだ多いので、ぜひ締結してほしい。②事務処理の誤りが多いので提出前に確認してほしい。
連絡会より、「長時間利用の場合サービス料金が安くなっており、事業者参入の障壁になっている。受けたがらない事業所が多い」と意見を伝えた。大田区として今後の検討していくとの回答。

(2) 今後、訪問介護の生活援助は各保険者の「生活支援サービス」に切り替えられていくと言われていますが、大田区としてどのような施策を検討しているかお教えください。

A、今ある事業を充実させる様、検討中ですが、今現在は特に無し

(3) 24 時間定期巡回・随時対応サービスについて、大田区として必要性や方向性をどのようにお考えか教えてください。

A、検討中。25 年度に 1 事業者を見込んでいるが、選定基準を含め検討中。詳細は公報により H24 年度中に行う。

(4) 上記 (1) ～ (3) やその他の大田区の高齢者福祉サービスについて、大田区民からどのような声が上がっているのか教えてください。

(3) 訪問介護における「アセスメント」について

大田区訪問介護事業者連絡会では、今後ますます求められていく“サービス提供責任者のアセスメント力”の向上を今年度テーマとして取り組んでおります。自立支援に資する訪問介護サービスを提供するためには、的確なアセスメントに基づく訪問介護計画書の作成が不可欠となっておりますが、訪問介護はアセスメント項目や様式についての基準がなく、その内容も事業者ごとにばらつきがあるのが現状です。つきましては、大田区として「事業者に求めたいアセスメント内容・項目」等の見解をお教え下さい。また、大田区にて年 2 回行われる事業者向け研修のテーマとしても、「アセスメント」を取り上げて頂きたくご提案致します。

A、大田区としては 10 月の事業者向け研修では「メンタルヘルス」を予定している。アセスメントについては来年以降の参考とする。

(4) その他

そのほか、以下の様な点について情報交換できればと考えております。

- i 5月に行われた訪問介護事業者連絡会総会では、平成24年4月の介護保険報酬決定により、利用者や事業者にどのような影響をもたらせたかをディスカッションしました。そのアンケート結果についてお知らせします。

A、アンケート結果を報告（書面提出）

- ii 「たん吸引登録事業者」「利用者負担軽減措置の実施事業者」「事故報告・苦情対応等の大田区への報告基準」について、どこに情報が掲載されているのか分からず、利用者や事業者が困惑しているとの報告があります。ケア倶楽部を活用するなど、情報の公開方法について意見交換できればと思います。

A、「利用者負担軽減措置の実施事業者（生計困難者に対する利用者負担軽減措置）」については大田区ホームページ ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 介護保険制度 ⇒ 介護サービス・介護予防サービス提供事業者一覧にあります。

「生計困難者に対する利用者負担軽減措置」については、
大田区ホームページ ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 介護保険制度 ⇒
利用者負担軽減制度 ⇒ 生計困難者に対する利用者負担軽減措置

「事故報告・苦情対応等の大田区への報告基準」については、
大田区ホームページ ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 介護保険制度 ⇒
介護保険事業者の方へ

「たん吸引登録事業者」については、
綱島様が東京都に確認をしたところ、現在審査中との返答だが、連絡を頂ければ即答はしてもらえとの事。

<連絡先>

かいてき便の5月号94号に「たんの吸引係り」が掲載されているので、そこに電話をすれば即答してくれます。

Q、大田区ホームページとケア倶楽部どちらかに一括して掲載されれば、混乱が無く分かりやすいと思われる。

A、大田区ホームページは区民向けであり、ケア倶楽部は事業者向けの為。一括して掲載する事は出来ない。また、リンクする事も出来ない。